

平成21年第3回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成21年5月29日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定の件

第 3 議案第69号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

第 4 議案第70号 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
について

第 5 議案第71号 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の一部を改正する条例について

追加日程第1 発議第13号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第5まで

追加日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（25名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	10 番	田 邊 哲 夫 君
11 番	松 下 和 孝 君	12 番	林 健 三 君
13 番	酒 井 祥 成 君	14 番	下 元 昇 君
15 番	竹 内 常 喜 君	17 番	戸 田 健 彦 君
18 番	堀 本 伸 一 君	19 番	梶 原 政 利 君

20番 田邊客子君
22番 味元和義君
24番 氏原郭君
26番 池本公夫君

21番 牧野利恵子君
23番 宮地章一君
25番 宮崎南海男君

~~~~~

欠席議員(1名)

16番 田邊幹男君

~~~~~

説明のため出席した者

町長	前田哲生君	副町長	高瀬満伸君
参事兼危機管理監	浜田好清君	新産業政策監	森芳明君
会計管理者	林伸良君	総務課長	永井立一君
企画課長	武内文治君	商工観光課長	市川敏英君
農林水産課長	武市逸夫君	建設課長	佐竹一夫君
町民課長	柴久幸君	環境課長	山脇一生君
健康福祉課長	岡澄子君	税務課長	山本靖君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	宮崎勲君
教育長	水間淳一君	教育次長	渡部睦君
学校教育課長	野村和弘君	生涯学習課長	山本弘光君
農業委員会会長	林幸一君	農業委員会事務局長	永尾一雄君
代表監査委員	奥宮敏男君	総務課副課長	樋口寛君
総務課副課長	山本康雄君	管財契約課副課長	辻本明文君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長 清水正一君

土和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡本順一君

~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |    |      |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 今村茂君  | 次長 | 田辺卓君 |
| 書記     | 竹内寛子君 |    |      |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（山岡義正君） 皆様おはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第3回四万十町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に16番田邊幹男君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番松下和孝君及び25番宮崎南海男君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、本日の9時から議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岩井優之介君。

○議会運営委員長（岩井優之介君） おはようございます。

けさ9時から委員会室で議会運営委員会を開催いたしまして、本日の臨時議会の会期をきょう1日と決定いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日1日間であります。

お諮りします。

平成21年第3回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、平成21年第3回臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第3 議案第69号四万十町一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例について、日程第４ 議案第７０号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第５ 議案第７１号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、以上議案第６９号から議案第７１号までの３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 改めまして、おはようございます。

本日、第３回の臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用のところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、早速、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第６９号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第７０号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第７１号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、一括ご説明を申し上げます。

人事院並びに高知県人事委員会は、現在の厳しい経済情勢の中、民間企業の今年度夏季一時金が前年水準を大きく下回ることが予想されたため、その決定状況を把握するための特別調査を実施し、その結果に基づき、民間の一時金と公務における特別給に大きな乖離があることは適当でないとし、先般、本年６月期の特別給の支給月数の一部を暫定的に凍結することを勧告をしたところでございます。

今回の条例改正は、これら高知県人事委員会の勧告等に基づき、一般職の職員及び町長等の特別職の本年６月期の特別給の支給月数の一部を暫定的に凍結しようとするものでございます。凍結分月数につきましては、一般職の職員で、期末手当が現行の１．４月分を１．２５月分とし、勤勉手当を現行の０．７２５月分を０．７月分とし、計０．１７５月分を凍結、町長、副町長、教育長につきましては、期末手当を現行の１．６月分を１．４５月分とし、０．１５月分を凍結をしようとするものでございます。

なお、今回の特例措置による凍結分に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取り扱いにつきましては、この条例の施行後に高知県人事委員会の行う、平成２１年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえて必要な措置を講ずるものとしておるところでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） ただいま提案のありました議案69、70、71号について、一括提案ですので一括して質問したいというふうに思っています。

まず、69号の一般職の職員の給与の条例改正の件であります。ご承知のように、昨秋以降のサブプライムローンに発して、世界的な経済不況に陥ったということはだれしも承知をしているわけでありましたが、そういった中であって、人事院勧告、人事委員会がこういうことを、結果を出されたわけでありましたが、まず最初の質問ですが、民間の企業というのは、自治体のいわゆる給与、企業の給料と自治体の給料について、当然、私は基本的には違うというふうに感じてます。

というのは、企業はご承知のように営利企業ですので、企業の経営が悪化すれば当然人件費等々にかかわってくることはだれしも承知のことですが、自治体の職員の今回の一時金というのは、決して自治体が収入が極端に減ったとかいうことはないわけでありまして、そのことについて、町長として今回のこの人事委員会の決定を受けて、どう認識をまずされているのか。今、提案の中では、企業がという話でしたけども、自治体の職員とただ乖離があるという点だけでこういう提案をされた、その理由についてもう少し詳しく説明をお願いしたいというふうに思ってます。

もしこの69号が可決をされた場合に、この総額ですね、減少分の、それが幾らになるのか、また、四万十町職員の平均の減少額は平均幾らになるのかという点であります。

それと、では減少、減額になった場合に、このいわゆる金額を四万十町としてどういう使い方を町長として考えておられるのか、まずその点についてお伺いをしてみたいというふうに思ってます。

70、71号については、町長、教育長の減額になる金額について、その点について質問をいたします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 本日1日でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まず最初のご質問でありました、民間と自治体との給料のあり方というようなことであったかと思いますが、今回、どう言いますか、地方公務員法の中でも、第14条の中で、

情勢適応の原則ということで、「地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時適当な措置を講じなければならない」というふうにあります。また、24条の、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準という中には、「職員の給与は、生活費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」というふうにうたわれております。そういったことから、県の人事委員会でも今回の勧告が出されたものと考えております。

それから、凍結後の今後の使途でございますが、現時点では、この事業にというようなことではまだ考えておりません。今後、経済危機対策に係る補正予算が通過した段階で、本町としても新たにまた今後の追加需要が出てくるというふうに考えております。そういったことで、先ほどそういった財源のほうに充当するようなことも検討していきたいというふうに考えております。

それから、凍結の総額ですが、全体で申し上げますと2,396万円という数字が出ております。中で、一般職員に係るものについては、そのうち2,712万というふうに出ております。

(10番田邊哲夫君「2,700」と呼ぶ)

(「2,300」と呼ぶ者あり)

(10番田邊哲夫君「2,300。2,700」と呼ぶ)

ごめんなさい、2,071万2,000円でございます。失礼しました。

平均凍結額については6万2,000円ということになっております。どうぞよろしく申し上げます。

(10番田邊哲夫君「答弁がないで。町長、教育長ののが」と呼ぶ)

○議長(山岡義正君) 町長、答弁ありませんか。

町長前田哲生君。

○町長(前田哲生君) 総務課長のほうからもご答弁を申し上げましたが、最初のご質問に対する考え方を申し上げますと、基本的に、公務員と民間の給与の成り立ちは違うと思います。

しかしながら、先ほど総務課長もご答弁を申し上げたように、民間の給与等に準拠して公務員の給与も定めるという、そういう仕組みになっておるわけでございまして、今回の県人事委員会勧告による凍結については、これはやむを得ないというふうに考えておりま

す。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 金額言うたかね。町長、教育長の凍結の金額。

○議長（山岡義正君） まだ。

永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 失礼しました。答弁漏れがありました。

特別職の凍結額ですが、33万6,000円という数字が出ております。

（10番田邊哲夫君「2人で」と呼ぶ）

3名です。

（10番田邊哲夫君「3名か。総額がね」と呼ぶ）

はい。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただきました。

質問の答弁いただきましたが、2回の質問に入るわけですが、まず、公務員というのは労働基本権の制約があることはご承知のとおりです。そういった中で、人事院がそれも考慮した上で、まず勧告を公務員の給与についてはする仕組みになってます。というのは、公務員にはスト権が付与されてません。

そういった中で、いわゆる首長と組合が給与等については十分な話し合いをされた上で、その組合の結果を踏まえて、町長が私は提案すべき問題だろうと思っておりますが、今回、議運でも副町長から話がありましたように、一応は話をしたけれども、納得を十分にいただけてはいないがという話でもあったわけですが、当然生活給であります一時金についても非常に職員にとっては、先ほど答弁があったように6万2,000円もの平均の減少になるということを見ればですよ、十分な話し合いの中で私は提案をすべきであろうと思っておりますが、ただの話し合いだけで今回提案をされたということのようであります。

私が考えるには、国も全国的に大変雇用の問題、経済の不況の問題等々で、昨年20年度補正予算の中でも、緊急に3月定例議会の中で、予算も四万十町では高知市に次いで4億7,000万ものさまざまな地域活性化、あるいは3年間の中で、雇用等についての緊急な金額が全国の自治体に配られたということもご承知のとおりです。ましてや、ここで3月には定額給付金。貧乏人もお金持ちも全国一律に、65歳までは1万2,000円、また、1万8,000円、何やった、忘れた……、2万円の金額も与えられた国民もおる

わけですが、それは、麻生総理の言葉では、最初は「金持ちがもらうのはさかしい」という考えがありましたけれども、方向転換をいたしまして、消費を拡大するために給付金を使ってほしいということでありました。ほとんどの四万十町民は給付金をいただいたというふうに思ってますが。

一方では、人事院がこういう凍結をせよという自治体への押しつけがされるとなれば、消費拡大どころか、ますます消費マインドが落ち込むということは必至ですし、ましてや四万十町の自営業者、非常に、大正、十和、窪川、冷え切っています。そういった中で、職員の消費というのは非常にウェートを私は占めると思っています。

国のそういう方向と、今回提案の削減、凍結案は全く逆行するものでしかないというふうに思っていますし、ましてや資料の中でありますように、県の人事委員会は緊急に調査をしたそうであります。まず、この人事委員会がどういう調査をしたか。県内の94社へ郵送で実態の調査をしたようです。その中で、回答してきた企業は80社。もともと一時金の制度がない6社を除いて、有効回答は高々74社。しかも、一時金が妥結したとして回答した企業はわずか、ここにも書いてありますように14社しかないわけです。あとの80%の会社はまだ決定されてないというのが、今の高知県内の実態があるわけです。恐らく全国の自治体がこういう形で提案をし、可決をされるならば、それ見たことかと、公務員でさえこういう形でされたやないかと、おらんくも厳しいので下げるという話になるのが至極当然の考えで私はないかと思っています。ますます全国的に消費は落ち込むし、そういうことが想定をされての提案なのかどうなのか、町長にお伺いいたしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） お答えを申し上げますが、緊急経済対策とか定額給付金を例示をされて、その支給等々、逆行するものではないかというご指摘がございましたけれども、私は基本的にそういった問題と、この特別給付の削減等は次元の異なる問題だというふうに思っております。

ご案内のとおり、緊急経済対策なり定額給付金は、冷え込んでいる経済の浮揚・活性化、消費の刺激、そういうことが目的でありまして、これは公務員も含んで定額給付金はすべて受給をしておるということでもあります。

しかるに一方、この給与等につきましては、先ほども申し上げましたように、民間とのギャップを埋めるということでありまして、人事委員会の調査では、完全な調査というこ

とにはなり切っておりませんが、今後の、これまでも現にそういう厳然たるギャップがあるということ、まずはそれを埋めるということが第一義でありますし、将来に向けても、まだ未決定のところにおいても、昨年に比べれば大幅に減額になる見込みであると。そういう実態なり見通しを踏まえての勧告でありまして、これはこれで私は尊重すべきものというふうに思っております。

しかし、確定的な数値をもつての勧告ということではありませんので、ちょっと今までに例のない凍結という形の異例の措置になったわけではありますが、それについては、今後の夏季賞与の支給の結果等々を踏まえて、改めて人事院勧告がなされるものというふうに思っておりますし、そういった今後の勧告等も踏まえて、最終的には後日調整をするということでもありますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今、町長から答弁いただきました。

町長はしきりに民間との給与の格差があると、ギャップを埋めるという話ですが、町民にとって、このギャップを埋めることによってメリットは生まれるんでしょうかね。

だから、私は先ほどこの凍結額2,396万、一般職の金額は2,071万言われまして、2,300万のお金を凍結して、例えば町民のために教育や福祉もろもろにこの額を還元するというもとでならば、ひょっとしたら職員も納得する方もおられるかもしれませんが、使い道もまだ考えてない、事業するかもしれんということで、本当にこういう生活給であります職員の給与をある面で改めてカットすることが本当にいいのかどうか、民間とのギャップを縮めるというのがちょっと私はわかりませんが、意味が。ああ、自分らも低い職員も下がったなという、ただ、感情的に町民が満足するだけでは、私はどうなのかなと。

昔、日本でも身分制度がありました。士農工商、おまえらあよりまだ下の人がおる、我慢せよという制度でした。今度は逆に、おまえら高いから民間並に引き下げると。こととした、NHKのテレビの中でこの雇用問題がありました。ほとんどの会社が首を切ったり給与をカットしたりする中で、ある社長さんは、零細企業でしたよ、私は従業員とともに会社を支えてきた、支えていただいた、家族同様だ。自分はほかの企業みたいなことはしないということで、会社員は社長さんに感銘を受けて、今まで以上に労働もするし、いろんな案を会社のためにという思いがあるわけです。それが私は大事だと、トップは思うわけですね。そういった中で非常に納得いかないわけですが、民間とのギャップを埋めるこ

とによって、まず、最後になりますが、町民にとって何がメリットなのか。ましてや、この総額2,396万、使い道も定かではない。そういった中で職員が本当に納得をして仕事に励んでもらえるんでしょうかね。

町長、最後ですが、ギャップとは、埋めるとは、何のために埋めるのか。また、総額について町長として可決したならば、この額を町民のためにどう使いたいか、職員のためにも明確な答弁を求めて終わります。

○議長（山岡義正君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 凍結分を何に使うかというのは、凍結を何に使うという目的はそもそもないと思います。元来それを凍結をして、それを財源にして新しい事業を興すとか、そういうことを想定した措置ではないわけでありますから、私としては、凍結分は何に使うかと聞かれても、それはお答えのしようがないというふうに思います。

この削減効果というお話もありましたが、繰り返し申し上げますように、要は民間とのギャップを埋めるというのが今回の措置でありまして、これをこのまま継続をするということは、今日派遣切りとか雇用が喪失をされ、また給与も大幅に削減をされている、そういう実態、市民感情として、それは到底理解を得られるものではないというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） ちょっとお伺いしますが、先ほど10番議員さんの答弁で町長は、「凍結は特異なことである」というご答弁でしたが、こういうことは再々あることではないと思いますが、この凍結という言葉です。これの今後の対応といいましょうか、恐らくこれは、凍結が解除されるという時期があると思いますが、解除されたからさかのぼって支払うということにはならないと思いますが、それでは意味がありませんから、今回は21年6月期の期末手当、勤勉手当について凍結をするということですが、これは今後、いつこの氷は解けるがでしょう。

それから、解けたときに対応を、わかりやすく言えば、これが「凍結」という言葉でなしに、これだけ下げますということで今議会へかけておれば、現行へ戻すためにはもう一回議会を開いて、現行に戻すために上げますということになると思いますが、これは、この「凍結」という言葉は、21年6月期に期末手当、勤勉手当の事務処理をして、採択になった場合にですよ、この下がった率で採択をして、その事務処理が済んだ時点で、自

動的に現行に戻るものなのか、また改めてこの下がった分を議会へかけて現行に戻す処置をするのか、その今後のどういう対応になるのでしょうか。凍結そのままですと来年も再来年もということにはならんと思うわけですが、これはこの6月期の分に対する対応だけのことであろうと思うわけですが、現行に戻る場合はどういう事務処理によって現行に戻るわけでしょうか。

○議長（山岡義正君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） お答え申し上げます。

通常の職員の期末勤勉手当につきましては、人事院なり県の人事委員会なりが毎年5月から7月にかけて、民間事業所における一時金の過去1年間の支給実績を調査しまして、その結果に基づいて勧告を行っておるところであります。

今回実施されました特別調査、異例という形になっておりますけれども、特別調査におきましては、先ほど10番議員さんもおっしゃられましたとおり、8割が未決定というふうになっておりまして、その中での暫定的な凍結ということになっております。

本年におきましても例年どおり、民間事業所で支払われた一時金の実績の比較を行いまして、例年どおりの時期に、必要があれば人事院勧告並びに高知県人事委員会の勧告が出されるということになるかと思います。例年ですと、人事院勧告については8月、高知県の人事委員会の勧告については10月の勧告になっておりますけれども、そのような形で例年どおり勧告が行われた場合には、改めて今回の凍結分も含めまして、正式な期末勤勉手当の支給率というものが決定になりますので、本町で申しますと、例年どおり12月議会に提案をいたしまして率を決定いただき、事務処理を行うということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） そうしますと、その流れはわかるんですよ。流れはわかりましたが、凍結された例えば1.250とか0.700という率が、公の数字としてはいつまで残るわけですか、条例上。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 今回だけの数字ということになります。

○議長（山岡義正君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 確かに21年6月の、来月の期末勤勉手当の率を凍結して下

げるよということなんですが、それが、そしたらあれでしょうか、もう支払いの事務が済んで、みんなに支払いしたということで自動的に現行へ返るということですか。現行の数字に返るということですか、率に。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） そういうことでございます。

（25番宮崎南海男君「3回目やね」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 久しぶりに反対討論を行います。

先ほど、質疑の中でも私自身言いましたけれども、本来、高知県の人事委員会は一時金の問題については、2004年度からは、前年の冬と当年度の夏における民間の支給実態、先ほど総務課長が言われましたように、7月までに調査をした上で10月の人事院勧告に反映をさせるという仕組みになっていました。これは、民間での一時金変動を迅速に反映させるためにこういう手段をとってきたわけですが、今回は民間のギャップを埋めるという理由で、生活給であります職員の一時金を凍結という言葉ですが、現実的にはカットするという案になっています。

3月定例議会で、私ども議会としては、昨年秋以降の不況は把握の上で、職員の1年間の給与や一時金については賛成多数で可決をされています。今、急に職員が民間とのギャップがあるからということだけで、おそいところも3月では判断をしたわけではないと私は思っています。そのことも無視する今回の町長の職員の給与カット案に対しては納得はできません。今、私は、必要なのは、四万十町民の雇用や貧困問題を町として一丸となって改善をし、町民の購買力を高めるために積極的に町が取り組む必要があるかと思えます。

質疑でも言いましたように、カット分の二千数百万、一般会計当初予算133億年に比べてみれば、わずか0.数%の額でしか私はないと思いますし、削減をした分が、本当に

町民にとってこの額が生かされるとも一切明らかにならない状況の中で、この今回の６９号の職員の凍結案については反対をするものでございます。どうか同僚議員のご賛同をいただきますようお願いをし、討論にかえさせていただきます。

○議長（山岡義正君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第６９号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第６９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、議案第６９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第７０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第７０号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第７０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、議案第７０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第７１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、9番岩井優之介君から発議第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

お諮りします。

9番岩井優之介君から提出されました発議第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって発議第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 追加日程第1 発議第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 議長のお許しをいただきましたので、発議13号について提案し、ご説明を申し上げます。

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、岡峰久雄議員以下6名の議員の賛同を得まして、会議規則第14条の規定により提出いたします。改正の条例文については、お手元に配付のとおりですので、ご参照をいただきたいと思います。

それでは、提案の趣旨を説明いたします。

発議第13号の説明を申し上げます。本年も景気低迷の継続が軽減されず、先行き不透明は否めず、一部の分野では下げどまりも言われておりますが、依然として経済危機は脱しておらず、景気悪化で民間の夏季手当が前年を大幅に下回る見通しになり、人事院は異例の手当減額勧告を初めて行いました。これに追随して、高知県人事委員会も一般職員の夏季手当支給凍結の勧告を平成21年5月14日に、現行2.125月分を暫定的に期末手当0.15月分、勤勉手当0.025月分の合計0.175月分を凍結し、凍結後1.95月分で期末手当1.25月分、勤勉手当0.70月分とし、本年秋に必要な措置を講ずる勧告をいたしました。議会議員は報酬で支給されております。

未曾有の世界経済の停滞を余儀なくされ、不況になお一層の拍車がかかる、その上に町村は人口の減少にかかわらず、国土の大半を荒廃させないように日々頑張っておりますが、世界から始まり、今や町村の末端まで行き届いた経済の破綻を回復させなければならず、一般職員や県下の状況、そして、議会議員も夏季期末手当0.15月分を凍結し、期末手当を手当1.45月分とする条例の一部を改正する条例を提案するものです。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

発議第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成21年第3回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員